第 2759 号

(2-2)

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 4月 11日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 貸倒損失にかかる事前照会

**Q**:国税庁が、貸倒損失の計上にかかる 事前照会を開始したと聞いたのですが、どの ようになっているのですか?

A:金銭債権の全額が回収不能であるという場合に、個別照会を通じて、損金処理の判断をしようというもので、先月の10日より各国税局等で行われています。

## 【解説】

そこで国税庁では、こうした事態に対応すべく先月の10日に各国税局の審理課及び審理官等に窓口を設置して、担当者を配置して、個別に検討する体制を採ることとしました。

なお、この取り扱いは、あくまでも金銭債権の全額が回収不能かどうかを判定する場合の個別照会ですから、部分的な貸倒れや一般的な照会は、これまでと同様、各税務署や税務相談室で対応しますとのことです。







